

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

将来を担うこども・若者は伊賀市の未来をつくる力となります。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもや若者、保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、こどもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、こどもに手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

こども・若者一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、こどもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、こども・若者の笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくこと、さらにはそれらを担える人づくりが重要だと考えます。

加えて、伊賀市のこども・若者は、森、川、里山といった豊かな自然環境に抱かれ、城下町の風情や伝統行事、文化、偉人に触れ、何よりも人権を尊重し、多様性を受け入れる風土や地域社会のなかで、「伊賀の宝」として大切に育てられています。希望ある未来に向けて、「こどもの最善の利益」が実現され、何よりもこども・若者の人権が尊重され、すべてのこども・若者の育ちが保障される地域社会、また、すべてのこども・若者が安心して大人になることができ、いつまでも学び続けることができるまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

みんなが主役!!

“ともに成長し、明るく・楽しく・笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市

こどもと若者及び保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、様々な問題を抱えているこどもや若者、子育て家庭が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政がその重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら「こどもが育つ、大人も育つ社会」の構築を推進することが必要です。

2. 基本方針

本計画では、基本理念である「みんなが主役!!“ともに成長し、明るく・楽しく・笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の5つの基本方針を定めます。

I こどもの人権、権利の尊重

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。こどもの権利を保障するための条例等の整備を検討するなど、こども・若者の今と将来にわたっての「最善の利益」を実現します。

II こどもの参加機会の確保

こども・若者が、自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、こども・若者の権利として認められるべきものであると同時に、こども・若者の成長や自己肯定感の向上にもつながるものです。こども・若者が、その発達・成長の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、こども・若者が社会に参画できる様々な機会をつくります。

III ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

「子育て」は「ひとを育てること」であり、こどもの誕生前にはじまり、乳幼児期、学童期、青年期を経て、大人になるまで続きます。一人ひとりが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージ²¹を通じて切れ目なく、社会全体でこども・若者と子育て当事者を支えます。

IV 誰一人取り残さない社会の形成

こどもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべてのこども・若者は、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。困難な状況にあるこども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境をつくります。

V 未来に希望が持てる社会の形成

こども・若者がやがて大人になり、親となるうえでは、安心して働き、生活でき、仕事と子育てを両立できることが不可欠です。多様な価値観・考え方の尊重を大前提として、結婚や子育てに関して、未来に向けて希望ある選択ができる環境をつくりま

²¹ **ライフステージ**：年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方を指す。

3. 基本目標

25 ページの課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、基本方針のもとで進める取り組みの目標として次の5つを基本目標として定めます。

1 はじめの50 か月未来への第一歩！～妊娠、出産、乳児期～



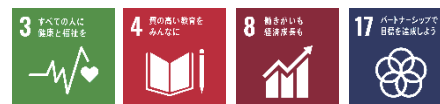
妊娠期にはじまる母子の健康づくりは、出産、育児を経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりのこどもの成長に合わせた支援体制づくりをめざします。

2 こどもの成長を応援！～幼児期から学童期、思春期～



子育てはこどものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべてのこどもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。

3 自己実現への挑戦！～青年期～



こどもの成長は一律ではなく、また置かれた環境によって、成人である18歳を迎えれば誰もが自立できるという訳ではありません。学齢期から青年期に至る時期に、その後の人生が幸せで安定したものとなるよう、こども・若者一人ひとりの成長や自立度合いに応じた修学・就労等をはじめとする相談・支援体制の整備、また若者が郷土に誇りを持てる地域づくりをめざします。

4 様々な状況にあるこどもへの支援



貧困やヤングケアラー²²等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がい、外国につながるこどもなど、様々な状況によって、こどもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、こどもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。

5 子育て世帯をとりまく環境の整備



多くの家庭が共働きというなかで、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、こどもは親だけではなく、地域の様々な大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、こどもが地域のなかで見守られながら、健やかに成長できる地域社会をめざします。また、子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりをめざします。

²² ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

4. 施策の体系

本計画は、基本理念の実現に向けて、5つの基本方針と5つの基本目標を下記の体系のとおり整理し、それぞれの関連性を加味しながら、施策・事業に取り組みます。

【基本理念】

みんなが主役!!
 “ともに成長し、明るく・楽しく・笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市

【基本方針 5】

I こどもの人権、権利の尊重

II こどもの参加機会の確保

III ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

IV 誰一人取り残さない社会の形成

V 未来に希望が持てる社会の形成

【基本目標 5】

1 はじめの50か月未来への第一歩!
 ～妊娠、出産、乳児期～

2 こどもの成長を応援!
 ～幼児期から学童期、思春期～

3 自己実現への挑戦!
 ～青年期～

4 様々な状況にあるこどもへの支援

5 子育て世帯をとりまく環境の整備

【基本施策 16】

【取り組み内容（事業） 101】

	1-1 母子保健の充実		取り組み内容（事業）
	1-2 育児支援の充実		取り組み内容（事業）
	2-1 幼児教育・保育の充実		取り組み内容（事業）
	2-2 教育の充実		取り組み内容（事業）
	2-3 多様な子育て支援の充実		取り組み内容（事業）
	2-4 からだそだて・食育の推進		取り組み内容（事業）
	3-1 若者の修学、就労支援		取り組み内容（事業）
	3-2 郷土愛の醸成		取り組み内容（事業）
	4-1 ひとり親家庭への自立支援		取り組み内容（事業）
	4-2 外国につながりのある子どもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	4-3 障がいのある子どもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	4-4 困難な状況下にある子どもへの支援		取り組み内容（事業）
	4-5 貧困な状況下にある子どもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	5-1 地域や家庭における社会教育環境の整備		取り組み内容（事業）
	5-2 ワーク・ライフ・バランスの推進		取り組み内容（事業）
	5-3 子育て家庭への経済的負担の軽減		取り組み内容（事業）

施策・事業の一覧

基本目標	施策 No.	基本施策名	事業名	該当 ページ
1 はじめの 50 か月 未来への第一歩！ ～妊娠、出産、乳児期～	1-1	母子保健の充実	母子健康診査事業	35
			未熟児養育医療事業	35
			予防接種事業	35
			歯科保健事業	35
	1-2	育児支援の充実	地域子育て支援拠点事業	37
			ファミリー・サポート・センター事業	37
			利用者支援事業（乳幼児相談、離乳食教室など）	37
			利用者支援事業（妊産婦相談、育児相談、個別発達相談）	37
			母子健康づくり事業	37
			妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	37
			幼児教育・保育事業	37
			幼児教育・保育事業(こども誰でも通園制度)	37
			木づかい木育推進事業	37
			公園施設更新事業	37
2 こどもの成長を応援！ ～幼児期から学童期、思春期～	2-1	幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育事業	39
			幼児教育・保育人材の育成及び確保事業	39
			人権保育の推進事業	39
			保育所（園）の再編整備と小規模園の活性化事業	39
			認可外保育施設等管理運営事業	39
	2-2	教育の充実	情報化教育推進事業	41
			通学手段の確保事業	41
			学力向上推進事業	41
			部活動指導員配置促進事業	41
			キャリア教育推進事業	41
			人権同和教育推進事業	41
			児童生徒の安全対策事業（教育振興一般経費）	41
			ALT 配置事業	41
			読書活動推進事業	41
			教職員研究研修事業	42
			児童生徒健康管理事業	42
			学校保健管理事業	42
	2-3	多様な子育て支援の 充実	児童館事業	45
			放課後児童対策事業	45
			病児保育事業	45
			こどもの居場所づくり事業	45
			地域子育て支援拠点事業【再掲】	45
			ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	45
			予防接種事業【再掲】	45
			伊賀の森っこ育成推進事業	45
			放課後子ども教室推進事業	45
	2-4	からだそだて・食育の 推進	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	47
			利用者支援事業（離乳食教室）	47
			幼児教育・保育事業	47
			特産農産物等振興事業	47
			学校給食管理事業	47
			給食センター管理運営事業	47
3 自己実現への挑戦！ ～青年期～	3-1	若者の修学、就労支援	移住・交流推進事業	49
			雇用、勤労者対策事業	49
			商工振興事業（起業）	49
			奨学金等支給事業	49
	3-2	郷土愛の醸成	地方創生推進事業（IGABITO 育成事業）	50
			20 歳の集い開催事業	50

基本目標	施策 No.	基本施策名	事業名	該当 ページ
4 様々な状況にある こどもへの支援	4-1	ひとり親家庭への自立支援	放課後児童対策事業	53
			児童扶養手当支給事業	53
			母子・父子自立支援事業	53
			幼児教育・保育事業	53
			医療費助成事業	53
			住宅確保要配慮者優先入居事業	53
	4-2	外国につながるのあるこどもや家庭への支援	多文化共生推進事業	54
			外国人児童生徒支援事業	54
	4-3	障がいのあるこどもや家庭への支援	放課後児童対策事業	57
			特別児童扶養手当支給事業	57
			発達支援事業	57
			心身障がい児療育保育事業	57
			医療費助成事業	57
			特別支援教育充実事業	57
			就学奨励事業	57
			特別障害者手当支給事業	57
			自立支援等給付事業	57
	4-4	困難な状況下にあるこどもへの支援	ヤングケアラー支援体制強化事業	59
			子育て世帯訪問支援事業	59
			幼児教育・保育事業	59
			検診事業	59
			生徒指導推進事業	59
			不登校児童生徒支援事業	59
	4-5	貧困な状況下にあるこどもや家庭への支援	生活困窮者自立支援事業	60
			就学奨励事業	60
5 子育て世帯をとりまく 環境の整備	5-1	地域や家庭における社会教育環境の整備	スポーツ活動振興事業	63
			社会教育推進事業	63
			生涯学習推進啓発事業	63
			青少年健全育成事業	63
			図書館運営事業	63
	5-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童対策事業【再掲】	65
			ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	65
			幼児教育・保育事業	65
			認可外保育施設等管理運営事業【再掲】	65
			雇用、勤労者対策事業	65
	5-3	子育て家庭への経済的負担の軽減	伊賀鉄道活性化促進事業	67
			児童手当支給事業	67
			不妊治療等助成事業	67
			妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】	67
			公立保育所（園）管理運営事業	67
			私立保育所等運営事業	67
			認可外保育施設等管理運営事業【再掲】	67
			医療費助成事業	67
			予防接種事業	67
			学校給食管理事業等	67
			給食センター管理運営事業	67
			通学手段の確保事業【再掲】	67
			奨学金等支給事業【再掲】	67

